

◎新潟県告示第123号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により指定した電線共同溝を整備すべき道路の区間を、次のとおり変更した。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

路線名	新旧の別	区 間	左右の別	延長(メートル)
県道新発田津川線	新	新発田市諏訪町三丁目甲 127 番 7 から 同市諏訪町三丁目甲 2 番 3 まで	右	140
		新発田市諏訪町二丁目甲 16 番 3 から 同市諏訪町二丁目丁 1670 番 1 まで	左	140
	旧	新発田市諏訪町三丁目甲 21 番 1 から 同市諏訪町三丁目甲 2 番 3 まで	右	110
		新発田市諏訪町二丁目甲 13 番 1 から 同市諏訪町二丁目丁 1670 番 1 まで	左	110